

うつくしま ふくしま 土地改良だより

No.507

平成20年7月1日



左上：S36.1～S46.1
下：S63.5～現在

右上：S46.1～S63.5
下：H9.9～現在

目次

- 第50回通常総会開催……………2
- 新役員紹介……………4
- 第49回土地改良功労者表彰等……………4
- 第49回全国土地改良功労者表彰式開催……………6
- 水土里ネット福島の人事異動……………7
- 設立50周年記念式典のご案内……………10
- 21世紀土地改良区創造運動の
自己診断調査結果について……………11
- 平成19年度福島県換地等促進事業推進委員会……………18
- 農業水利施設パンフレット……………20
- 平成19年度福島県管理指導事業推進委員会……………22
- 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会
平成20年度 第1回 総会開催……………23
- 土地改良負担金総合償還対策事業
実施要綱等の一部改正について……………24
- 非補助農業基盤整備資金……………25
- 水土里情報……………26
- 福島県農業集落排水事業推進協議会第17回総会……………28
- 農業用水水源地域の保全に向けた取り組みの概要……………29

おかげさまで
みなさまとともに50年
水土里ネット福島

第50回通常総会開催

水土里ネット福島の第50回通常総会は、去る3月25日(火)に福島県土地改良会館で開催され、第49回土地改良功労者・優良団体等表彰式の後、下記議案の審議が行われ、満場一致で可決承認されました。

最後に「決議」の朗読があり、満場一致で採択された。

記

- 議案第1号 規約の一部改正(案)について
- 議案第2号 平成18年度事業報告・財産目録及び収支決算の承認について
- 議案第3号 平成19年度事業実施状況及び一般会計・特別会計中間監査の結果報告の承認について
- 議案第4号 平成19年度一般会計及び特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第5号 平成20年度賦課基準及び徴収方法(案)について
- 議案第4号 平成20年度役員報酬(案)について
- 議案第5号 平成20年度事業計画及び収支予算(案)について
- 議案第6号 役員補欠選任について



挨拶を述べる飯野会長



議長の小川町土地改良区
草野理事長

飯野会長あいさつ

本日は、第五十回通常総会を開催いたしましたところ、会員の皆様には、ご多忙にもかかわらず多数のご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、福島県知事様はじめ、ご来賓の皆様には、年度末の大変ご多忙の中、ご臨席を賜り厚く御礼を申し上げます。

日頃、皆様方には、本会の運営はもとより、本県の農業農村振興発展のため多大な御尽力をいただいておりますことに対し、あらためて深く感謝を申し上げます。

また、本日の総会におきまして、表彰を受けられます皆様には、これまでの永年にわたる土地改良事業への多大なる御功績と御労苦に対しまして、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、ご案内のとおり本年は、本会設立五十周年という節目の年を迎えることとなります。昭和三十三年六月十九日に本会が設立され、以来、半世紀にわたって、福島県の農業農村整備事業の推進に取り組んで参ることができましたことは、これもひとえに会員の皆様のご理解とご支援、並びに、ご来賓の皆様方のご指導・ご支援の賜と、改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

本会といたしましては、これまでの五十年の歴史の上に立って、更なる本県の農業農村の振興・

発展に寄与できるよう一層努力して参る考えでありますので、今後とも、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年七月十四日には、設立五十周年記念式典を福島市内で挙げる運びとなっておりますので、会員の皆様方をはじめ、関係機関の皆様方におかれましては、万障お繰り合わせのうえ、ご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、平成二十年度の農業農村整備事業関係予算につきましては、依然として大変厳しい状況が続いております。

こうした中、農業農村を取り巻く環境は、米価の下落による稲作農家の収益が激減する一方、農業従事者の高齢化や過疎化・混住化等の進行に伴い、食料の生産基盤である農地・農業用水等の適切な保全・管理が困難となってきております。

このため、本会といたしましては、国、県、市町村、そして土地改良区等と連携しながら、国民の社会共通資本でもある農地や農業用水等の資源を適切に保全していくための農地・水・環境保全向上対策に地域の皆様とともに積極的に取り組んでいるところであります。

今後とも、このような新たな施策の動向を見極めながら、公益法人としての役割を果たすべく、地域農業の振興・発展のために努力して参る所存でありますので、会員の皆様方の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げます。

また、近年の農業農村整備事業を取り巻く環境の変化に伴い、本会の経営環境も厳しい状況にありますことから、今後とも各種事業収入の確保に努めるとともに、引き続き経費の節減と効率的な業務の執行に努めながら、経営基盤の強化に取り組んで参る考えであります。

さて、本日は、平成二十年度の事業計画及び収支予算（案）など、八件の重要な議案を提出しておりますので、慎重なるご審議のうえ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

決 議

農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、豊かな自然環境、美しい景観の保全等の多面的な機能の発揮を通じて、日本の国土を形成し、国民の日々の暮らしを支えてきた。しかしながら、三位一体改革等の構造改革により都市と地方の格差は拡大し、米価の下落等により農家経済は危機的な状況に陥っている。また、過疎化・高齢化が進む中で、中山間地域では各地の集落が消滅の危機に陥っている。耕作放棄地は拡大し、食料自給率は四十％を下回る状況となった。さらには、食の安心安全に対する信頼感が揺らぐとともに、地球温暖化や国際穀物価格の上昇等、将来の食料の安定供給の確保に対する懸念が高まっている。こうした時代の中で、我々水士里ネットは、農業・農村の「水」「土」「里」と、これらを支える国民生活を守っていかねばならない。先人の叡智と連綿と積み重ねられてきた努力をならい、今の時代に生きる我々もこれを自らの責務とし、その使命を果たしていく覚悟が必要である。新たな半世紀に臨むに当たり、左記事項の実現を図り、一致団結して、農業農村整備を推進していくことを総会の名において決議する。

記

- 一、安全・安心な食料の安定供給の確保や農業・農村が持つ多面的な機能の発揮を図るため、その基礎となる農地や農業用水の整備・保全並びに農村の振興に必要な施策として、国と地方の適切な役割分担のもと、農業農村整備を着実に推進していくこと
- 一、特に、国民への食料の安定供給を担う大規模な優良農業地帯における基幹的な農業水利施設については、今後とも国の責務において着実な整備・更新が図られるよう取り組んでいくこと
- 一、農村の地域資源や農村環境の保全向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」に対し、水士里ネットとして主体的に取り組んでいくこと
- 一、担い手への農地の面的な集積等を通じた国内農業の体質強化に貢献するため、農地情報の緊急的な整備に取り組んでいくこと
- 一、災害に強い農業農村づくりに向けた防災対策や耕作放棄地の解消を含む中山間地域の総合的な振興等を推進するとともに、都市と農村の共生対流を通じて農村の活性化に取り組んでいくこと
- 一、水士里ネットの名に相応しい役割と責務を十分認識し、時代の要請に応じた地域づくりの拠点としての機能を果たすべく、関係者が一丸となって「二十一世紀土地改良区創造運動」に邁進していくこと

平成二十年三月二十五日

新役員紹介

第50回通常総会において、理事2名、監事1名が選任されました。

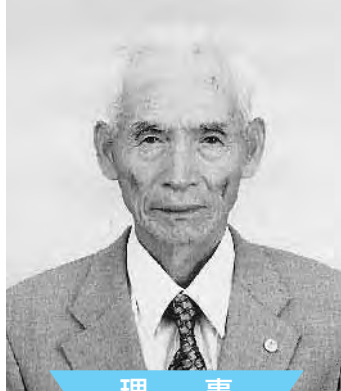


理事

はら だ こう いち
原 田 光 一

昭和12年12月7日生

(現：福島市土地改良区理事長)



理事

たか はし いぞ よし
高 橋 磯 吉

昭和12年3月17日生

(現：棚倉町土地改良区理事長)



監事

ば ば たもつ
馬 場 有

昭和23年11月17日生

(現：浪江町長・
請戸川土地改良区理事長)

第49回土地改良功労者・優良団体等表彰

第50回通常総会において、永年、土地改良事業に功績があった特別功労者4名、土地改良功労者21名、優良団体4団体、特別功労団体2団体、永年勤続職員1名に対し、飯野陽一郎会長より、表彰状の授与及び記念品の贈呈が行われました。

1 特別功労者

耶麻郡猪苗代町
東白川郡矢祭町
福島市
双葉郡浪江町

津 金 要 雄 氏
根 本 良 一 氏
渡 邊 藤 三 氏
横 山 藏 人 氏

2 土地改良功労者

(1) 役員

伊達西根堰土地改良区総務理事
前東和町土地改良区総括監事
郡山市河内土地改良区会計担当理事
江花川沿岸土地改良区副理事長
棚倉町土地改良区監事
中島村土地改良区理事長・中島村長

佐 藤 定 市 氏
紺 野 幸 一 氏
遠 藤 喜 一 氏
海 村 忠 義 氏
鈴 木 龍 王 氏
小 室 康 彦 氏

戸ノ口堰土地改良区理事長	佐藤光男氏
山都町土地改良区理事長	吉田昭一氏
会津坂下町只見川土地改良区理事長	伊藤信正氏
伊南土地改良区理事	河原田進一氏
下郷町土地改良区理事長	弓田市治氏
広野町土地改良区理事長	渡邊正伯氏
富岡町土地改良区理事長	猪狩利衛氏
千軒平溜池土地改良区会計理事	木田晴康氏
磐城小川江筋土地改良区理事	芳賀昭平氏

(2) 職員

月形中野土地改良区職員	渡部千恵子氏
棚倉町土地改良区会計主任	岡部ヨシ江氏
会津北部土地改良区庶務係主任	高笠喜市氏
布藤堰土地改良区主査	川井秀子氏
鹿島町土地改良区事務局長	小林丈俱氏
四時川沿岸土地改良区事務局長	小宅義孝氏

3 優良団体

- 二本松市土地改良区
- 郡山市田母神土地改良区
- 矢吹西部土地改良区
- 布藤堰土地改良区

4 特別功労団体

- 石川町土地改良区
- 遠田貝沼土地改良区

5 永年勤続職員 (20年)

農村整備部農地整備課主任主査 工藤純久氏



第49回全国土地改良功労者表彰式開催

去る3月27日にシェーンパツハ砂防（東京都千代田区平河町）において、永年、土地改良事業に貢献された個人、団体が、農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰、土地改良功労者表彰、農業農村整備優良地区表彰の順で表彰式が開催された。

福島県からは次の6団体、4名の方々が受賞されました。

●農林水産大臣表彰

会津北部土地改良区

●土地改良功労者表彰

- 金賞（団体） 猪苗代町土地改良区
- 銀賞（団体） 三和土地改良区
- 銅賞（団体） 二本松市土地改良区
- 銅賞（団体） 郡山市田母神土地改良区
- 銅賞（団体） 布藤堰土地改良区

個人表彰

- 橋本 武治氏
(郡山市日和田土地改良区理事長)
- 高木 俊雄氏
(前母畑地区土地改良区事務局長)
- 大八木 孝氏
(会津北部土地改良区主任技師)
- 松本 充弘氏
(請戸川土地改良区参事)



猪苗代町土地改良区（中央）
理事長 渡部 功氏



三和土地改良区（左から2人目）
理事長 内藤 雅亀氏



左より
布藤堰土地改良区理事長 春日部 良一氏
郡山市田母神土地改良区事務局長 高橋 文生氏
二本松市土地改良区第二理事 小沢 幸一氏



左より
会津北部土地改良区主任技師 大八木 孝氏
前母畑地区土地改良区事務局長 高木俊雄氏
郡山市日和田土地改良区理事長 橋本武治氏

水土里ネット福島の人事異動

第50回通常総会において、永年、土地改良事業に功績があった特別功労者4名、土地改良功労者21名、優良団体4団体、特別功労団体2団体、永年勤続職員1名に対し、飯野陽一郎会長より、表彰状の授与及び記念品の贈呈が行われました。

平成20年4月1日付人事異動者

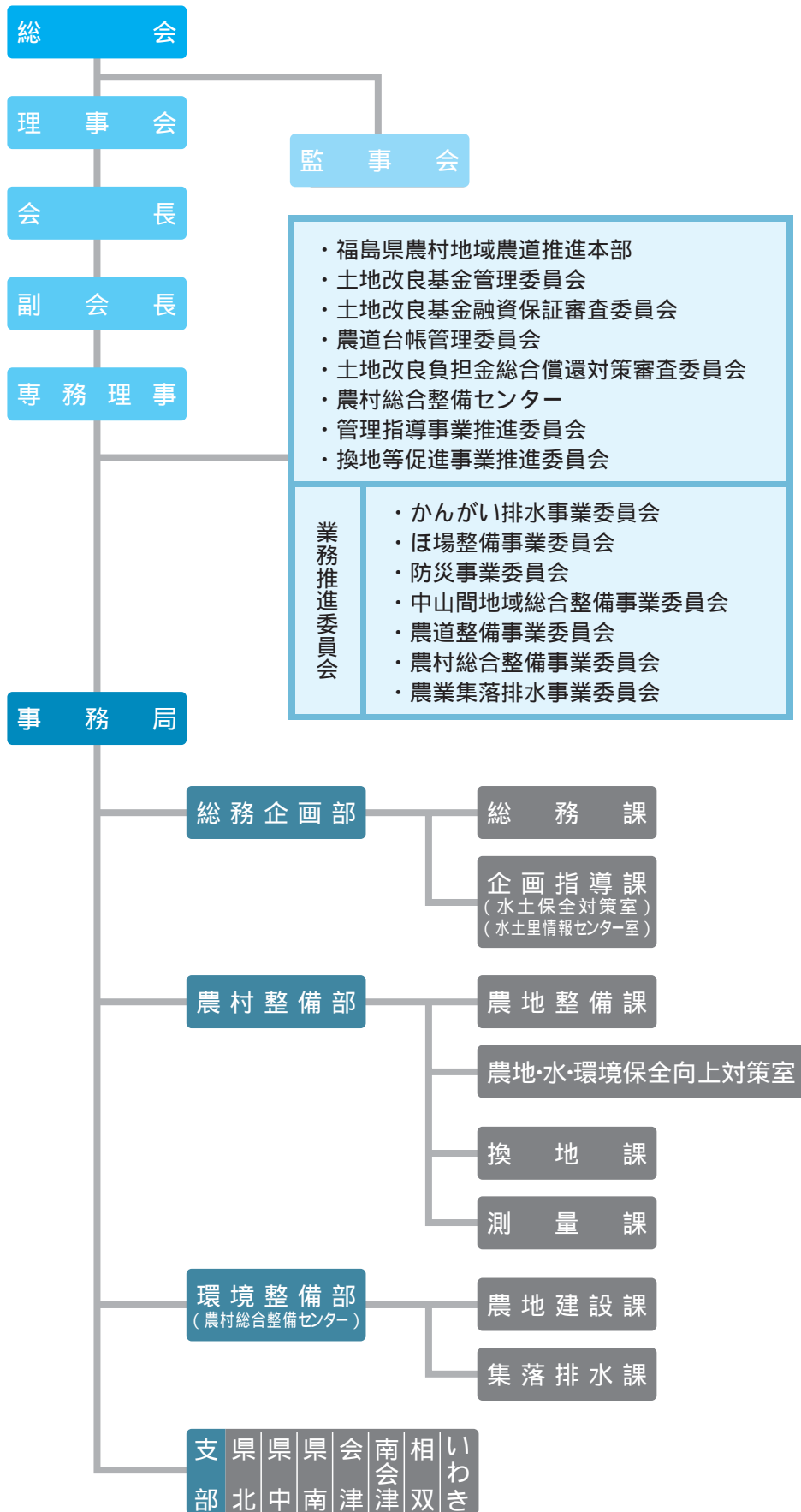
現所属職名	氏名	旧所属職名
総務企画部総部長	小林 剛	総務企画部次長
総務企画部次長兼農村整備部換地課長	吾妻 正敏	総務企画部次長
総務企画部総務課係長兼農村整備部換地課係長	遊佐 ゆきえ	総務企画部総務課係長
総務企画部総務課係長	斎藤 佳久	総務企画部総務課主査
農村整備部部长	後藤 庸貴	農村整備部長兼環境整備部長
農村整備部次長	渡辺 強	農村整備部農地整備課長
農村整備部次長兼測量課長	長谷部 恵市	農村整備部測量課長
農村整備部農地整備課課長	佐久間 茂	農村整備部農地整備課主幹
農村整備部農地整備課課長補佐兼第3班長	高野 久夫	農村整備部農地整備課主任主査兼第3班長
農村整備部農地整備課係長	菊田 克彦	環境整備部農地建設課係長
農村整備部農地整備課係長	牛坂 誠一	農村整備部農地整備課主査
農村整備部農地整備課技師	長谷川 雄一	農村整備部測量課技師
農村整備部農地整備課技師	吉田 和史	環境整備部農地建設課技師
農村整備部農地・水・環境保全向上対策室長	安田 明	環境整備部農地建設課課長補佐兼第1班長
農村整備部換地課主幹兼課長補佐	渡辺 友衛	農村整備部換地課課長補佐兼第1班長
農村整備部換地課課長補佐	吉田 寿雄	山形県土連派遣
農村整備部換地課課長補佐兼第1班長	阿部 恒男	農村整備部換地課主任主査
農村整備部換地課主任主査兼第2班長	今井 賢二	農村整備部換地課主任主査兼第3班長
農村整備部換地課主任主査	増井 みどり	農村整備部換地課係長
農村整備部測量課主幹兼課長補佐	福田 一夫	農村整備部測量課課長補佐
農村整備部測量課技師	半沢 泰仁	新規採用
環境整備部部长	佐藤 善文	環境整備部次長
環境整備部次長	坂内 隆芳	環境整備部企画専門員
環境整備部農地建設課課長補佐兼第1班長	曳地 誠	環境整備部農地建設課課長補佐兼第4班長
環境整備部集落排水課課長補佐兼第3班長	古川 英勝	環境整備部集落排水課主任主査兼第3班長
環境整備部集落排水課係長	岩城 彰朗	環境整備部集落排水課主査

平成20年3月31日付県復帰者

氏名	現勤務所
近藤 芳行	総務企画部長

平成20年3月31日付退職者

氏名	現勤務所
安倍 好昭	農村整備部次長
柴木 龍輔	農村整備部換地課長
前田 修一郎	農村整備部換地課課長補佐
永沢 拓矢	農村整備部換地課主査
西 厚雄	環境整備部農地建設課主任主査
佐藤 信夫	県中支部嘱託



事務分掌

総務企画部

総務課

- 諸規程の制定改廃、事業計画・事業報告
- 総会・理事会・監事会その他の会議
- 各種研修会
- 予算の執行及び会計経理の調整
- 会計諸帳簿の記帳整理・決算・監査・検査

企画指導課

◆計量証明事業所

◆産業廃棄物処理事業所

- 水土保全強化対策事業（土地改良相談）
- 土地改良区の統合整備による組織強化への指導事務
- 土地改良施設維持管理適正化事業
- 水土里情報利活用促進事業（GIS）
- 土地改良事業資金
- 農業施設賠償保険
- 土地改良負担金総合償還対策事業
- 21世紀土地改良区創造運動
- 受委託契約事務
- ISO及び広報
- 各種計量証明
- 標準積算システム
- 図書の販売

農村整備部

農地整備課

- 経営体育成基盤整備事業の調査・測量・設計
- 土地改良事業に係わる資料収集及び事業の効果

農地・水・環境保全向上対策室

- 農地・水・環境保全向上対策の支援及び地域協議会事務局

換地課

- 水土保全強化対策事業（換地等促進）
- 換地計画、換地処分事務
- 農地集積推進活動の実施
- 土地改良施設機能更新等円滑化対策事業

測量課

- 確定測量及び各種測量

環境整備部

農地建設課

- 水土保全強化対策事業（土地改良施設管理指導）
- 中山間地域総合整備事業
- かんがい排水事業
- 水利権更新
- 農道整備事業
- 農道台帳作成及び管理
- 基盤整備促進事業
- 農地防災・災害復旧事業
- 基幹水利施設管理技術者育成支援事業
- 新農業水利システム
- 農業水利施設保全対策事業
- 地域用水環境整備事業
- 農村災害ボランティア

集落排水課

◆1級建築士事務所

- 農業集落排水事業の計画・実施
- 管路施設台帳の整備
- 農業集落排水処理施設の設計及び技術管理・保守点検
- 農業集落排水事業の監理業務

設立50周年記念式典のご案内

本会は昭和33年6月19日に設立認可をいただき、以来今日まで皆様とともに土地改良事業の推進に努めて参りましたが、おかげさまで6月には設立50周年を迎えることとなりました。

これに伴い、下記のとおり設立50周年記念式典及び祝賀会を挙行政致します。

記

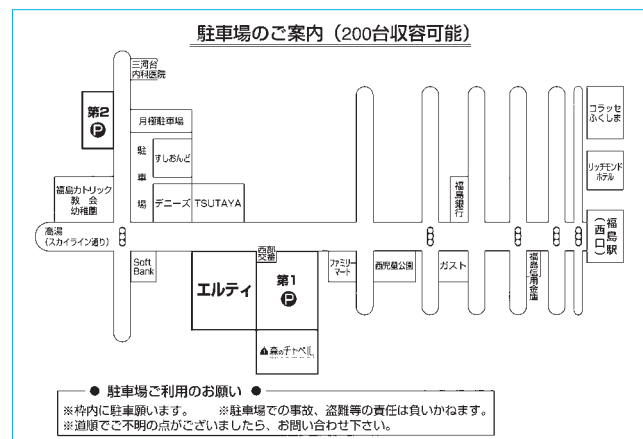
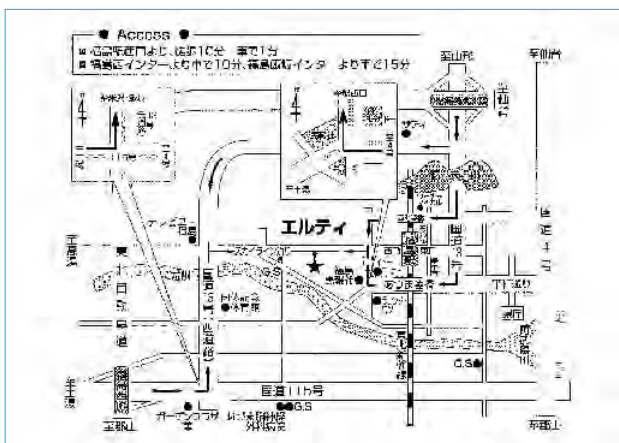
1. 日 時 平成20年7月14日（月） 午後1時30分より

2. 場 所 ウェディングエルティ
福島市野田町一丁目10-41
TEL (024) 535-6188

3. 式典次第 (1) 記念式典
記念講演
講師 独立行政法人水資源機構
副理事長 太田 信 介 氏
(2) 祝 賀 会

※記念品：「福島県土地連50年のあゆみ」

ウェディングエルティ案内図



※なお当日の駐車スペース200台はご用意しておりますが、出来るだけ相乗りでご来場下さい。

(平成19年度) 21世紀土地改良区創造運動の 自己診断調査結果について (7年目)

みどり
水土里ネット福島 (福島県土地改良事業団体連合会)

21世紀土地改良区創造運動の一環として、土地改良区自らが、これまでの土地改良区の取り組みを評価し、自らの存在意識を確認し、地域のなかでの土地改良区に期待される役割についての取り組みを考えてもらうため、本会では、県下96の土地改良区を対象に自己診断調査を実施致しました。その集計結果は、以下の通りです。

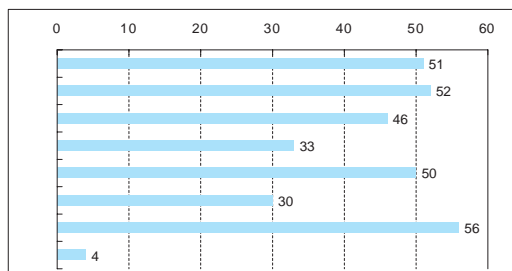
(実施状況) 送付数	96水土里ネット
回収数	65水土里ネット
回収率	67%

○「現在の土地改良区の活動について」

問1 あなたの水土里ネットがこれまで果たしてきた役割 (設立目的以外であっても担ってきたものも含む) は何ですか。

- ①ほ場整備
- ②用水施設の整備
- ③排水施設の整備
- ④農道の整備
- ⑤土地改良施設の管理
- ⑥換地処分に併せた農地の利用調整活動
- ⑦償還業務
- ⑧その他 ()

《回 答》

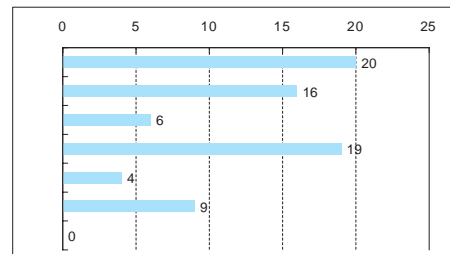


問2 あなたの土地改良区では、問1で回答した他に取り組んでいる活動はありますか。あれば下 (①から⑯の中、いくつでも結構です) から選んで下さい。

[地域との連携]

- ①土地改良区の役割や歴史を、地域の人達にPR。(たとえば、広報紙、ポスター、パンフレット等の作成・配布)
- ②地域の子供達に土地改良区の歴史や役割を学んでもらうための現地見学会の開催など。(たとえば、施設見学会、小学校の授業の講義)
- ③土地改良区が主催のイベントを実施。(たとえば、ウォーキング、魚釣り大会、盆踊り大会)
- ④土地改良に関するイベントに主体的に参加。(たとえば、国、県、市町村主催の農業祭や伝統行事)
- ⑤土地改良には関わりはないがイベントに主体的に参加。(たとえば、商店街主催の夏まつり、自治会主催の運動会)
- ⑥地域住民や市町村に対し、土地改良施設の有する多面的機能の発揮に向けた運動を展開。(たとえば、水遊び、動植物の観察会、美しい景観の再発見の会)
- ⑦その他 ()

《回 答》



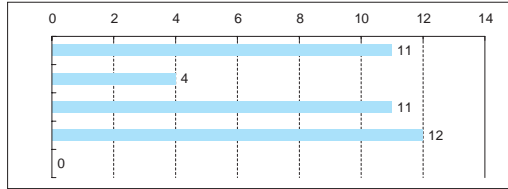
[地域資源の保全、活用]

- ⑧土地改良施設の有する多面的機能を活用した地域づくり。
- ⑨水源涵養林の保全・育成。
- ⑩土地改良施設の有する機能の有効活用。(たとえば、小水力発電、親水公園、野菜洗い・洗濯の場)

(12) 土地改良だより

- ⑪地域の有する多様な資源を保全・活用。(たとえば、景観の保全・活用、伝統文化の継承)
- ⑫その他 ()

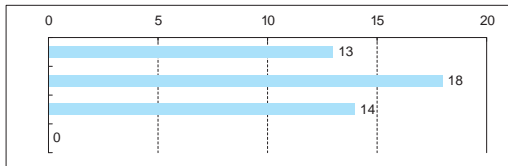
《回 答》



[その他の取り組み]

- ⑬営農面の指導、情報提供。
- ⑭農地集積などの土地利用調整を通じた地域づくり。
- ⑮研修会、勉強会などに参加し、新たな取り組みを考えている。
- ⑯その他 ()

《回 答》

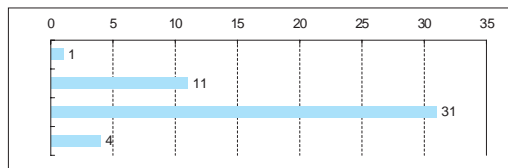


[マスメディアの活用]

前記のような活動を展開するにあたり、マスメディア（新聞、ラジオ、TV等）を活用していますか。活用している場合は、活用しているマスメディアを全て記入願います。

- ①必ず活用している。
- ②内容によって活用している
- ③まったく活用していない。
- ④今後少しずつ活用していくことを検討したい。

《回 答》

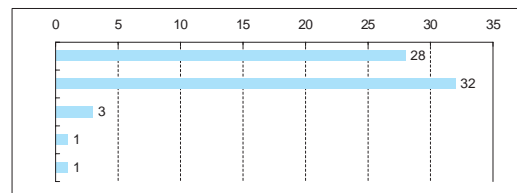


○「今後の土地改良区の活動計画について」

問 3 土地改良事業の効果、土地改良区の役割、土地改良施設の機能等について、地域の人達に正しく理解してもらうことが大切だと思いますか。

- ①大いに思う。
- ②思う
- ③少しは思う
- ④思わない
- ⑤その他 ()

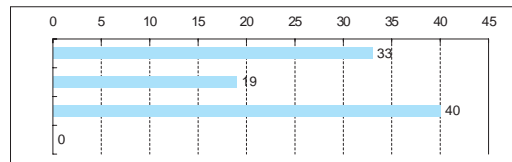
《回 答》



問 4 問 3 で①大いに思う②思う③少しは思う、を選択したあなたの土地改良区では、地域の人達に土地改良事業や土地改良区を正しく理解してもらうためにはどうすれば良いとお思いですか。

- ①土地改良区の役割、土地改良施設の機能を積極的にPRする。
- ②地域住民、市町村などとの交流を通じ、土地改良区の活動を紹介する。
- ③地域住民に土地改良施設の管理などへ参画（たとえば、水路周辺の美化活動）をしてもらい、連携を密にしたなかで多面的機能が理解されるようにする。
- ④その他 ()

《回 答》

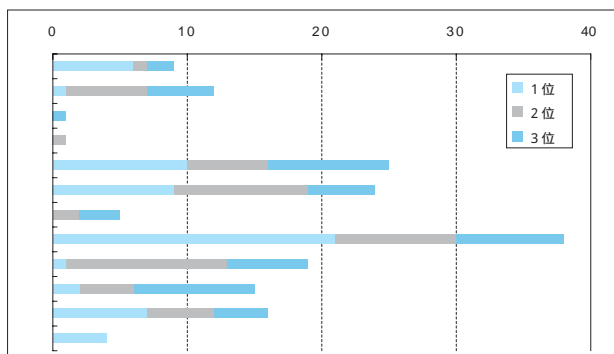


問 5 土地改良区を取り巻く社会、とりわけ「地域の人達」は、あなたの土地改良区に何を期待しているとお思いでしょうか。期待の強い順に右欄に該当する番号をお書き下さい。

- ①土地改良区の果たしてきた役割や歴史を地域住民に伝授。
- ②子供達を対象に土地改良に関する説明、農村の環境等についての学習会を開催し、社会・環境教育に貢献。
- ③土地改良区主体のイベントを開催し、地域の活性化に寄与。
- ④土地改良に関係のない各種イベントにも積極的に参加し地域に貢献。
- ⑤土地改良施設の有する多面的機能を積極的に活用した地域づくり。
- ⑥地域住民、JA、市町村、県、国と積極的な連携をとった活動。
- ⑦水源涵養林の保全・育成。
- ⑧土地改良施設の有する機能の有効活用。
- ⑨地域の有する多様な資源を積極的に保全・活用。
- ⑩営農面の指導、情報提供。
- ⑪農地集積など土地利用調整を通じた地域づくり。
- ⑫その他()

《回 答》

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位
①	3	1	2	3	5	2	6	4	2	3	2	0
②	1	6	5	3	2	4	2	7	3	0	5	0
③	0	0	1	3	3	2	1	1	9	7	2	1
④	0	1	0	1	2	3	0	3	4	10	8	0
⑤	10	6	9	5	5	2	2	2	2	0	1	0
⑥	9	10	5	4	4	3	4	3	0	1	1	0
⑦	0	2	3	1	9	4	5	2	5	2	3	0
⑧	21	9	8	6	3	1	3	1	1	0	0	0
⑨	1	12	6	7	2	6	1	0	3	2	0	0
⑩	2	4	9	5	2	4	2	3	1	2	4	0
⑪	7	5	4	6	5	2	5	4	0	2	1	0
⑫	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9



問 6 21世紀土地改良区創造運動として全国的に活動が展開されていますが、あなたの土地改良区は新たな取り組みを計画されていますか。あれば下(①から⑫の中、いくつでも結構です)から選んでください。

[地域との連携]

- ①土地改良区の果たしてきた役割や歴史を、地域住民に積極的にPR。
- ②地域の子供達を対象に土地改良区の歴史や役割、土地改良施設の機能、農村の環境などについての学習会の開催や後援。
- ③土地改良区が主体となりイベントを開催。
- ④地域住民、市町村、県、国と積極的に連携した、PR活動を実施。
- ⑤土地改良に関係のない各種イベントにも積極的に参加し、土地改良区をPR。
- ⑥地域住民や市町村に対し、土地改良施設の有する多面的機能の発揮に向けた運動を積極的に展開。
- ⑦その他()

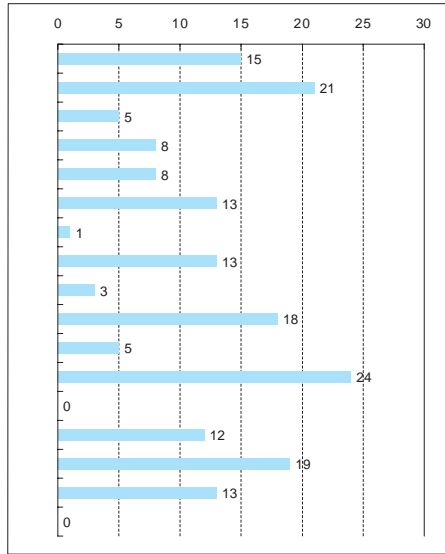
[地域資源の保全、活用]

- ⑧土地改良施設の有する多面的機能を積極的に活用した地域づくり。
- ⑨水源涵養林の保全・育成。
- ⑩土地改良施設の有する機能の有効活用。
- ⑪地域の有する多様な資源を積極的に保全・活用。
- ⑫農地・水・環境保全対策への関与。
- ⑬その他()

[その他の取り組み]

- ⑭営農面の指導、情報提供。
- ⑮農地集積など土地利用調整を通じた地域づくり。
- ⑯研修会、勉強会などに積極的に参加し、新たな取り組みを展開。
- ⑰その他()

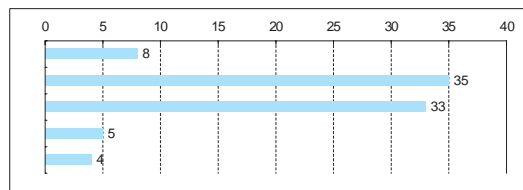
《回 答》



問7 土地改良区の役割や施設の機能等についてPRすべきであると思われますが、あなたの土地改良区で具体的な活動等の計画がない場合は、その一番の理由は何だとお考えですか。

- ①具体的にどうすればよいかわからない。
- ②人手が足りない。
- ③予算の問題。
- ④PR等する必要性を感じない。
- ⑤その他 ()

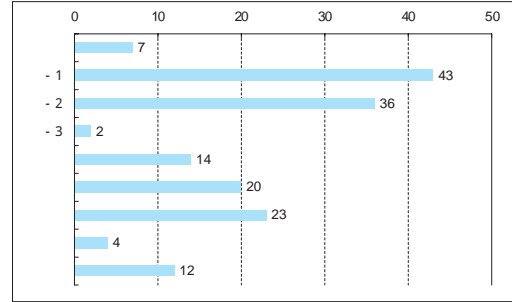
《回 答》



問8 土地改良区のアピール「水土里ネット」、あなたの土地改良区ではどのように活用していますか。

- ①事務所の看板
- ②事務用品
(1. 名刺 2. 封筒 3. その他())
- ③電話での受け答え
- ④FAX送信票への活用
- ⑤広報誌への活用
- ⑥その他 ()
- ⑦活用することを考えていない。

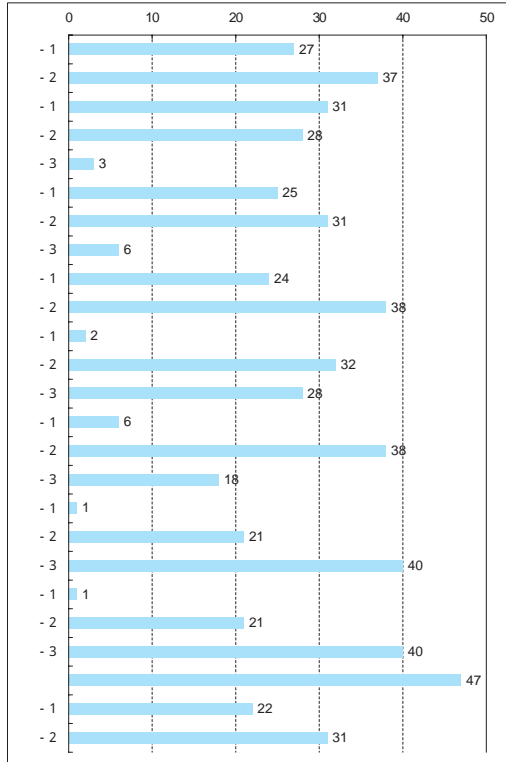
《回 答》



問9 創造運動への取り組み状況について、該当する項目をすべてお選び下さい。※これまでの7年間を振り返ってお答え下さい。

- ①現在創造運動に
(1. 着手している。 2. 着手していない。)
- ②創造運動の趣旨は理解
(1. している。 2. 徐々に理解。 3. できない。)
- ③創造運動の趣旨に共鳴
(1. している。 2. 徐々に共鳴。 3. していない。)
- ④取り組み内容が従来より徐々に発展
(1. している。 2. していない。)
- ⑤役員の意識
(1. 大きく変わった。 2. 変わりつつある。 3. 変わっていない。)
- ⑥職員の意識
(1. 大きく変わった。 2. 変わりつつある。 3. 変わっていない。)
- ⑦組合員の意識
(1. 大きく変わった。 2. 変わりつつある。 3. 変わっていない。)
- ⑧地域住民の水土里ネットへの理解
(1. 更に変わった。 2. 変わりつつある。 3. 変わっていない。)
- ⑨具体的な取り組みには
(1. 至っていない。)
- ⑩これから取り組みたい
(1. 考えている。 2. 考えていない。)

《回 答》



問10 創造運動をどう思われているか、又取り組みの課題や相談などもご記入下さい。

* * * * *

その他の理由及び取り組みの課題や相談等について

問1 あなたの水土里ネットがこれまで果たしてきた役割（設立目的以外であっても担ってきたものも含む）は何ですか。

その他の意見

農地・水・環境保全向上に参画し、事務を行っている。

行政からの代行事業

開畑の植栽等の事業

問2 あなたの土地改良区では問1で回答した他に取り組んでいる活動はありますか。

[地域との連携] その他の意見

なし

[マスメディアの活用]

活用しているマスメディア

ラジオ

新聞

新聞、インターネット

福島民報

F Mいわき、いわき民報・福島民友・福島民報

問5 水土里ネットを取り巻く社会は、水土里ネットに何を期待しているのか

その他の意見

ほ場整備事業

維持管理費代及び賦課金等の経費削減。

用水の安定供給

地域住民に対してPR活動をしていない状態で選択できない。

※順位については別表参照

問7 あなたの土地改良区で具体的な活動等の計画がない場合、その一番の理由は何ですか。

その他の意見

改良区の運営において施設の維持管理業務が優先されるため。

償還事務のみで事業は特にない。

役員、組合員が求めている。

問8 愛称「水土里ネット」どのように活用していますか。

その他の意見

広報誌でのPR

現在の所、活用できない。

公用車。

公用車へのマーキング

問10 創造運動をどう思われているか、又取り組みの課題や相談について

その他の意見

- ・創造運動の重要性、必要性については理解しつつも、具体的な運動に結び付けるには、予算の問題とか、組織の問題(必要なスタッフの不足等)とかが根底にあり、思うように進捗しないのではないかと認識している。
- ・人手が足りないのもあるが、現状は業務で

精一杯であります。従って看板や広報誌等のPRを実施している。

- ・当土地改良区は、償還事務のみで事業がなく、数年後に解散を予定しているため、取り組みは考えていない。
- ・人員が足りず、通常基幹業務を行うのが精一杯である。
- ・平成19年度より農地・水・環境向上事業に参画し事務を行っているため、今まで行ってきた21世紀創造運動も継続することはかなり負担が大きいですが、極力継続していきたい。
- ・創造運動の趣旨は理解できるが、現在、事業を複数施行中であり、また、職員も2名の中で改良区独自で色々な運動を展開するには、難しい状況である。
- ・創造運動の趣旨には大変共鳴しているが、PR活動となると人手が足りない、又、時間がなかなか取れないなどの問題がある。
- ・創造運動とはどんなものかわからない。
(当改良区は職員が辞めていないため)
- ・都市近郊・市街化地域、過疎・中山間地域等それぞれの地区により意識及び展開の相違があり独自に推進されるべきであり、後者の例（本地区）では行政、JA等広域化する中で改良区は地域農業の発展と資源保全になくてはならない唯一の組織として期待と要望が高く、本来の土地改良事業に加え総合的な地域の要として責務が大きいですが農家経営の困窮と共に改良区財政運営が脆弱化して展開活動の進展を阻害しており、本来の農業経営を向上させる総合的な農政施策が進められるよう強く要望する。
- ・何をすることも、関係機関・団体の協力なくしてはできない。今後も水土里ネット福島のご協力をお願いします。
- ・職員1人では役員や組合員を動かせない。
- ・農村の都市化、混住化が進む一方、高齢化が進み後継者も不足している。農家の意識も都市型化してきており、従来の集落機能も脆弱化し、状況打開を図る策として地域を巻き込んだ創造運動が行われるようにな

ればよい方向に進むと思われる。できるだけ経費と人手をかけずに、できることから徐々に浸透を図って土地改良区についての認識を深めてもらう取り組みをしていきたい。

- ・土地改良区の役割及び使命を組合員以外へ周知し、理解をいただく上ではとても大事な運動だと思います。
- ・本地区で、県営かんがい排水事業・新農業水利システム保全対策事業・農業用河川工作物応急対策事業・国営造成管理体制整備促進事業等多種にわたって、施設整備事業を展開しているが、21世紀創造運動を積極的に取り組むことにより非農家や地域住民に理解してもらうことにより、地域のニーズに応えた整備を計画することにより事業をスムーズに進展することが出来ます。今後の課題としては、新たな管理体制の構築としてアドプト制度を取り入れて、地域の維持管理について地域住民の環境へのボランティア精神の意識高揚のもと、農家・非農家を問わず地域一体となって取り組むよう推進していきたい。周辺の水土里ネットからは、人的な協力あるいは予算面で運動を展開するになかなか進まない状況ではありますが、水土里ネットから、外郭団体主導への取り組みに移行し、地域全体へ浸透させ、それには次代を担う子供達を巻き込んだ展開が望まれるのではないかと。対象を子供達にすれば、地域の方々共感し、同調しさらにはその家族、親たちが一家団らんの中で水土里ネットや21世紀創造運動の話が出てきて、理解が得られ、その相乗効果は計りしれないものになると思われる。そのため、今後は積極的に社会環境と農業情勢の変化に併せて当水土里ネットも成長し、この運動をもっと広げ、より効果の高い運動を目指して生きたいと考えている。
- ・人手がなく、事業推進および事業にて十分である為、創造運動まで取り組みは今の段階では出来ません。
- ・21世紀創造運動の趣旨を理解し、これから

の農村を長期的な視点で見据え、高齢化への対策、農地の維持管理、集落営農の提案など、より具体的な提案・活動ができればよいと考えております。

- ・創造運動の重要性、必要性について、言葉だけであまり理解されていなかったが、水土里ネット福島が主催になっていただき、取り組んで見て初めて職員1名の改良区でも、役員、総代、水利組合、町の協力により重要性、必要性が理解され、高く評価されました。だが、今後も改良区主体で継続的に開催する為、役員会、総代会で話し合いをしているが、予算の問題、何をどの様な形で続けていけるか模索中です。
- ・趣旨、理想は理解できるが、規模の小さい又は歴史の浅い土地改良区にとっては、中々イベント等によるPR活動は、人員不足、予算の問題から考えて、取り組むことは困難と考えています。一般的な活動とすれば、名刺、名札、封筒、広報紙で愛称をPRする程度になります。(あくまで組合員に対して)
- ・必要性は感じているが、ほ場整備等が終了してしまった現在、役員、組合員も今後の土地改良区の在り方、必要性が具体的に見えてこない状況で、創造運動に取り組む環境にいたっていない。

- ・必要性を考え具体的に行動しているものの、第一に優先されるのは維持管理業務である。創造運動には時間を作って取り組んでいるが、厳しい予算の中からそれらに十分な予算を割くことも、これ以上の時間を使うことも厳しい状況にある。また、最小限の職員で業務に取り組んでいるため新規に単独のイベントを行うには限界がある。
- ・農地・水・環境向上対策事業を当改良区窓口で三地区程実施しておりますが、農村の都市化・混住化が進むなかで、農家・非農家との協力の元での事業ですが、地区住民を説明納得させるのが容易ではない事を痛感しております。広報誌ではPRをしているのですが、これからは広報活動ではなく、有効的なものを考えていきたい。

平成19年度福島県換地等促進事業推進委員会

平成19年度福島県管理指導事業推進委員会は、平成20年2月8日、本会研修室において開催されました。

開会にあたり、同推進委員会の渡部敏則委員長（本会専務理事）より挨拶、引き続き議題に入り提出議案第1号から第5号まで可決されました。

【決議事項】

- ・ 議案第1号 平成18年度収支決算報告について
- ・ 議案第2号 平成19年度事業実施報告について
- ・ 議案第3号 平成19年度収支決算報告について（見込み）
- ・ 議案第4号 平成20年度事業計画（案）について
- ・ 議案第5号 平成20年度収支予算（案）について

平成20年度土地改良換地等促進事業計画

区 分	種 類	実施計画の概要
(1) 換地等促進事業推進委員会	a. 換地等促進事業推進委員会	福島県土地改良事業団体連合会が行う換地等促進事業の内容の検討を行う。
(2) 換地技術者及び換地事務量の把握等	b. 換地技術者把握	① 土地改良換地士、その他の換地技術者の活動状況等を調査し、その処理能力を把握するとともに、換地技術者名簿を作成し、土地改良区、市町村等に配布する。 ② 換地技術者の技術の向上等を図る。 (土地改良換地士部会の開催)
	c. 換地事務量及び処理能力把握	換地事務量の長期的見通しの樹立並びに翌年度の換地事務量及び事務処理能力を把握する。

区 分	種 類	実施計画の概要
(3) 講習及び研修会等	d. 新規担当者研修	新規に換地事務を担当する土地改良区及び市町村等の職員に対する研修を行う。
	e. 換地計画作成研修	基礎調査及び換地設計基準の作成等を行う予定の土地改良区及び市町村等の職員を対象として研修会を行う。
	f. 換地計画指導者実務研修	本年度着工及び来年度着工予定地区の換地委員及び役員を対象として、県内をブロックに分けて研修会を行う。
	g. 換地処分実務研修	土地改良換地士、その他現に処分事務に従事している換地技術者を対象にして研修会を行う。
	h. 農地連担化促進研修	換地選定を通じた農用地の設定等を推進するために、地域の推進役となる事業推進員、土地改良区等の役員、農地流動化推進委員及び集落のリーダー等に対する研修会を行う。
(4) 換地事務指導	i. 選定事務指導	<p>① 新たに換地設計基準を作成する地区、並びに一時利用地の指定する等、換地選定を行う地区について指導を行う。</p> <p>② 上記①の地区のうち、濃密指導が必要となる地区に対する計画的な巡回指導を行う。</p>

みんなの水路 みんなで点検



**4月は農業水利施設の
施設管理強化月間です。**

**施設管理者の皆さま
この期間に自らが管理する施設を
点検・診断しましょう。**

主催／福島県、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所、水土里ネット福島

後援／福島県市長会、福島県町村会

お問い合わせ／福島県農業水利施設管理検討会

事務局：福島県農林水産部農業水利グループ内 電話：024-521-7404

※この取り組みは「21世紀土地改良区創造運動」と連携しています。

施設管理者の皆さまへ

農業水利施設を守るのは、あなたです!

福島県農業水利施設管理検討会では、
毎年4月を施設管理強化月間と定め、一斉点検を実施します。

施設を点検するのは、施設管理者の皆さまの役目です。

一斉点検(点検・一次診断)、施設管理台帳への記載(更新)、更新計画の策定は施設管理者が行います。

背景

本県には、ダム・ため池や頭首工、用排水機場などの施設が約7,000施設あるほか、受益面積100ha以上の基幹的な用排水路も約1,000kmに及ぶなど、膨大な農業水利施設が存在しており、安定的な食料供給に欠かせない重要な社会資本となっています。

これらの施設には造成から相当な年数が経たものが多く、これから順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化などにより施設の有効利用を図ることが不可欠となっています。

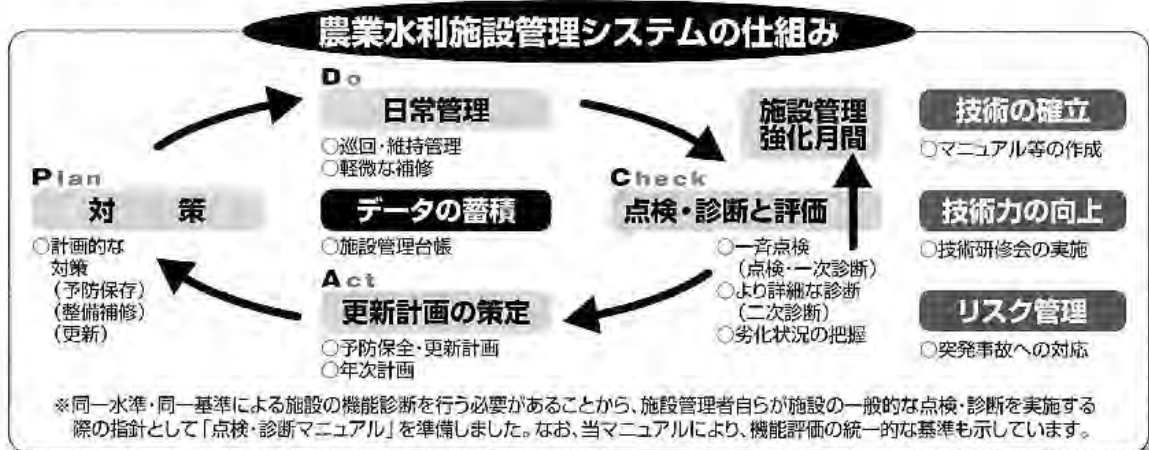
農業水利施設管理システムの構築

これらの課題に対応していくためには、個々の施設の実態を把握し、点検・診断を踏まえた施設の更新計画を策定するなど、適切な保安全管理を行うことが必要です。

このようなことから、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減の観点に立った、「農業水利施設管理システム」を構築しました。

毎年、継続して実施します

これらの取り組みは継続して実施することが大切です。今後も関係者一丸となって、この活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願いします。



21世紀土地改良区創造運動との連携

全県的な活動として機運を高めるとともに、地域の住民の方々にも施設の役割に対する理解を深めていただき、維持管理に携わる機会を創出するため、創造運動に協働して取り組みます。

お問合せは ★福島県農業水利施設管理検討会★ まで

<http://www.pref.fukushima.jp/nogyosuri/index.html>

(事務局:福島県農林水産部農業水利グループ内 電話 024-521-7404)

平成19年度福島県管理指導事業推進委員会

平成19年度福島県管理指導事業推進委員会は、平成20年2月8日、本会研修室において開催されました。

開会にあたり、同推進委員会の渡部敏則委員長（本会専務理事）より挨拶、引き続き議題に入り提出議案第1号から第5号まで可決されました。

【決議事項】

- ・ 議案第1号
平成18年度水土保全強化対策事業費収支決算報告について
- ・ 議案第2号
平成19年度水土保全強化対策事業報告について
(1) 平成19年度土地改良施設管理指導事業
(2) 平成19年度土地改良相談事業
- ・ 議案第3号
平成19年度水土保全強化対策事業費収支決算報告（見込み）について
- ・ 議案第4号
平成20年度水土保全強化対策事業計画（案）について
- ・ 議案第5号
平成20年度水土保全強化対策事業費収支予算（案）について

平成20年度土地改良施設の管理指導業務実施計画

区 分	指導土地改良区等数				指 導 施 設 数						
	土改区	市町村	農協	その他	ダム	頭首工	用排水機	樋水門	ため池	水路	計
定期診断指導	40	20	—	1	5	30	40	5	30	—	110
要請による診断指導	20	10	—	—	1	30	9	—	20	10	70
計	60	30	—	1	6	60	49	5	50	10	180

(参考) 過去5力年間の診断実績

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
定期診断指導	91	78	73	75	98
要請による診断指導	27	32	23	15	74
計	118	110	96	90	172

福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会 平成20年度 第1回 総会開催



福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会（事務局本会）は、5月9日、本会大会議室にて、会員60名の出席を得て「平成20年度第1回総会」が開催されました。

開会にあたり、同地域協議会の渡部敏則会長（本会専務理事）から、平成19年度の取組みについての感謝と新年度の協力の挨拶があった。議事では、提出議案第1号から第6号議案まで全員賛成で可決された。

【決議事項】

- ・議案第1号
平成19年度事業報告及び収支決算の承認
- ・議案第2号
共同活動支援交付金の平成20年度第1回採択について
- ・議案第3号
営農活動支援交付金の平成20年度第1回採択について
- ・議案第4号
共同活動支援交付金の変更について
- ・議案第5号
地域協議会規約の改正について
- ・議案第6号
地域協議会平成20年度役員を選任

（新役員）

- 会 長 福島県土地改良事業団体連合会
専務理事 渡部敏則（再任）
- 副会長 福島県農村環境整備課
課長 梅村正敏（新任）
- 副会長 福島市農政部農林整備課
課長 高橋章（再任）
- 監 事 飯舘村参事兼産業振興課
課長 菅野哲（再任）
- 監 事 福島県農協中央会農業対策部
部長 中島精一（再任）

『共同活動支援』『営農活動支援』 平成19年度 活動状況写真

《共同活動支援－農村環境向上活動》

〈生き物調査〉



〈水質
モニタリング〉



《営農活動支援》



〈紙マルチ田植え〉



〈アイガモ農法〉

土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱等 の一部改正について

平成20年3月4日付けで土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱等の一部改正があり、品目横断的経営安定対策等支援事業から水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に変更となりましたので、お知らせ致します。

◆◆◆◆ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 ◆◆◆◆ (品目横断的経営安定対策等支援事業)

1. 事業の内容

水田・畑作経営所得安定対策等支援計画（以下「経営所得安定対策等支援計画」という。）に従って、(財)全国土地改良資金協会（以下「資金協会」という。）が土地改良区等に対して資金（以下「経営所得安定対策等支援資金」という。）を貸付けします。

- 貸付条件**
- 貸付限度額：土地改良事業の農家負担額の5／6
 - 償還期限：25年以内（据置期間を含む）
 - 据置期間：10年以内
 - 償還方法：均等年賦償還
 - 貸付利率：無利子

2. 対象事業

- 平成6年度以降採択の土地改良事業等
(ただし、国営等事業にあつては、平成19年度以降償還開始地区も含む)
 - ① 国営土地改良事業
 - ② 水資源機構事業
 - ③ 緑資源機構事業
 - ④ 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業
 - ⑤ 非補助事業で土地改良法に基づき行われる事業であつて、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的な事業
- 担い手育成農地集積事業の対象となる事業は、本支援事業の対象外です。

3. 事業の要件

担い手の経営等農用地面積の割合（担い手農地利用集積率）が下表のとおり増加することが確実であること。

	採 択 時	目 標
①	20%未満	30%以上へ
②	20～50%	10ポイント以上増加
③	50～55%	60%以上へ
④	55～90%	5ポイント以上増加
⑤	90～95%	95%以上へ
⑥	95%以上	シェア引き上げ

担い手の定義

- ・ 品目横断的経営安定対策加入者の登録の通知を受けた者
- ・ 次のいずれかに該当する者
 - ① エコファーマー
 - ② さとうきび・でん粉原材料かんしょに関する支援対象者
 - ③ 野菜の産地強化計画に規定する安定的・継続的生産者
 - ④ 果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容に該当する農業者
 - ⑤ 農業環境規範を遵守する家畜の飼養・生産を行う認定農業者

非補助農業基盤整備資金について

非補助農業基盤整備資金は、土地改良区等が国からの補助を受けないで、かんがい排水やほ場整備、客土などの事業に取り組み、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合、農林漁業金融公庫が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資を行う資金です。

○対象となる事業種類

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道（軌道等運搬施設を含む。）畦畔整備、農地造成、防災、農地保全、維持管理、農業集落排水、飲雑用水など

○融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：地元負担金（最低限度額50万円）

償還方法：元利均等償還、元金均等償還のいずれかを選択

○貸付利率

1.90%（平成20年5月23日現在）

※固定金利であり、償還が終わるまで適用される金利は変わりません

※金融情勢により貸付金利は変動しますので、直近の利率は最寄りの農林漁業金融公庫にお問い合わせ下さい。

非補助農業基盤整備資金の金利改定について

6月11日付け財政融資資金貸付金利（1.90→2.00）の改正の伴い、農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金について下記のとおり6月18日付けで改定されたのでお知らせします。

記

農林漁業金融公庫

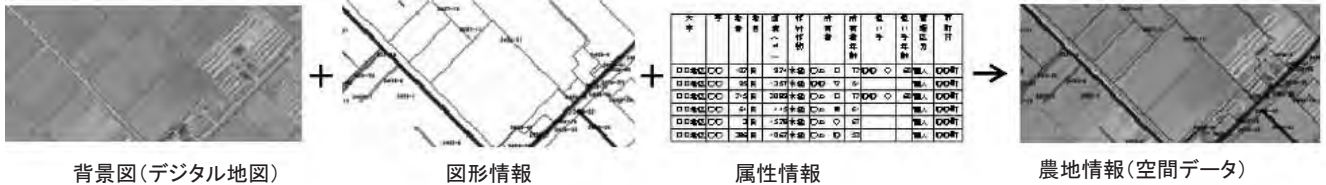
（単位：％）

区 分	改 定 前					改 定 後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）				融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	2.05	—	—	—	—	2.15	—	—	—	—
団体営補助残	1.90	—	—	—	—	2.00	—	—	—	—
非補助一般	1.90	—	—	—	—	2.00	—	—	—	—
非補助利子軽減	1.90	—	—	—	—	2.00	—	—	—	—
災害復旧	—	1.60	1.60	1.75	1.90	—	1.65	1.65	1.95	2.00

農業・農村分野におい

農業農村とGIS (Geographic Information System)

GISは、デジタル地図の背景図に、水路や農地などの地物の位置や形状などの情報(図形情報)と、その地物に関連した水路名や農地の地番、作付作物などの情報(属性情報)を重ね合わせて、情報の表示や分析を行う技術です。



Q . 図形情報とは具体的にどのようなものですか？

例えば、農業集落・農業振興地域・農用地区域の範囲や、ほ場・土地改良施設・農村生活環境基盤(集落道、農業集落排水施設、公園)の位置・形状などです。

Q . 属性情報とは具体的にどのようなものですか？

例えば、ほ場の筆・区画図の場合は地目、地番、所有者・耕作者氏名、住所、作付状況、営農意向、貸借意向、土壌物性値、生産履歴など、土地改良施設の場合は所在地、施設名称、管理主体、設置年度、構造形式他諸元、受益面積、補修履歴、更新時期、更新費用、図面などです。

GISの特徴

①情報整理の高度化・情報検索の迅速化

これまで紙や表形式データベースで管理していた情報をGISで管理することにより、情報の効率的な整理や紛失の防止、そして必要な情報を必要な時に迅速に引き出すことが可能となります。

宮崎県一ツ瀬川土地改良区では、地区内全てのほ場と管路・制水弁等の施設位置等、図面・写真等をデジタル化することで、漏水事故の発生時に止水すべき制水弁の位置の特定や断水するほ場の範囲や耕作者の特定、事故施設の図面検索などの作業の所要時間が10分の1程度に短縮しました。



②情報共有・相互利用

各機関が保有する情報を、共通のGIS上で管理することにより、複数機関の間での情報共有が可能となるばかりでなく、垣根を超えた横断的な相互利用による新たな情報の使い方や情報の有効活用にもつながります。

岐阜県では、農業生産基盤及び農村生活環境等にかかる諸データについて一元的に管理できるイントラネットGISを構築し、県庁・各現地事務所の職員PCでの閲覧・データ入力を可能としています。また、岐阜県域統合型GISとのデータ連携を行っています。



③視覚的な表示・分析

地図情報は、平面図(2D)や立体図(3D)上での効果的な表示が可能であることにより、空間的な「広がり」を見る者に視覚的に認識させることができます。

長野県飯島町では、本郷地区全域約160haを対象としたブロックローテーションに取り組んでいますが、61のブロック対象農地の決定や転作対象年度計画にGISを利用することにより、面積が正確に集計されるほか地図上にわかりやすく表示されるため、集落説明会での円滑な合意形成に役立っています。



てGISが効果を発揮

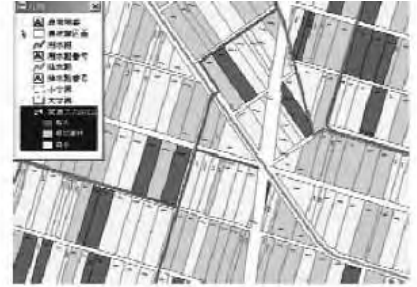
主な活用分野

農業農村整備事業	事業計画 事業管理
農地管理	農地利用権調整 遊休農地解消 賦課金管理 農地転用
営農管理	生産・転作調整 トレーサビリティ 土壌分析 生産指導 作業受委託 鳥獣被害対策
施設管理	施設管理 用水管理
地域づくり	地域分析・資源評価 地域資源保全 防災マップ

農地利用権調整

農家の営農意向や貸借意向に関するGISデータを参照しながら農地の集積、連担化を検討することで、農家の理解が深まり、建設的な議論と円滑な合意形成が可能となります。

農地流動化支援水利用調整システムでは、農家の営農意向(拡大【赤】、現状維持【緑】、縮小意向【黄】)を色分け表示して、最も作業効率の良い農地利用権設定の組み合わせを調整を可能としています。



遊休農地解消

市町村内の遊休農地及び地権者等の所在を的確に把握することにより、農業委員会が行う遊休農地の発生防止・解消のための活動をより効率的に実施することができます。

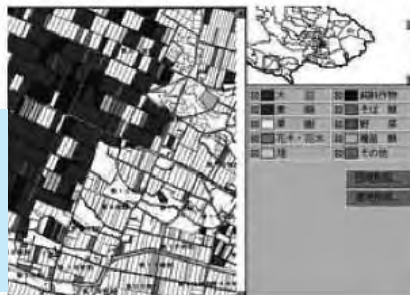
宮崎県高城町農業委員会では、GISを活用して遊休農地のランク付けなどを行い、耕作条件の良い遊休農地について重点的解消のための活動を行っています。



(遊休農地…赤 農振農用地…黄 優先的に解消すべき遊休農地…黒)

生産・転作調整

農家の作付意向や生産量に関するデータをGISを用いて地域で共有しながら生産・転作調整を行うことで、建設的な議論と合意形成が可能となるほか、現地確認の作業にも応用できます。



JAはなまきでは、GISを活用して麦、大豆の団地化を推進しています。転作の現地確認を地図だけで行うのに活用し、確認に費やす時間を翌年度への作付計画の話し合いに振り向けています。

生産指導

ほ場区画毎に施肥や栽培履歴、土壌物性値、食味値等の情報を集約し、その情報を基に分析を行うことで、圃区毎のきめ細かい営農指導が可能となります。



北海道上川地区では、旭鷹土地改良区が中心となって、リモートセンシングによってほ場ごとの米粒蛋白含有率を推定し、含有率の高い(雑味が多い)赤ほ場では次年度の施肥設計等を検討するなど、生産の改善に応用する試みを行いました。

施設管理

土地改良施設に関して耐用年数等の情報をGIS上で集約することで、適切な予防・保全や効果的な更新計画を策定できます。



山形県土連では、戦略的な施設保全・更新の参考とするため、県内施設の耐用年数や診断結果などの情報の一元管理を進めており、H17末までに17地区(面積ベースで35%)が完了の見込みです。

地域資源保全

農地や農業用排水路などの資源を守る集落の共同活動を実践するにあたり、地域資源に関する情報を集落やNPOなどと共有するためのベースマップを作成することができます。



※画面は、農業工学研究所が開発した簡易型農地基盤地理情報システム上に農地や用水路の図形データを表示している様子です。データベースに登録されている施設毎の属性データを閲覧することができます。

福島県農業集落排水事業推進協議会第17回総会

福島県農業集落排水事業推進協議会は、平成20年5月30日、本会大会議室にて会員46名（出席30名、委任状16名）の出席を得て「第17回通常総会」が開催されました。

開会にあたり、同推進協議会の浅和定次会長より挨拶、引き続き議題に入り提出議案第1号から第5号まで可決されました。

【決議事項】

- ・ 議案第1号 平成19年度事業報告について
- ・ 議案第2号 平成19年度収支決算について
- ・ 議案第3号 平成20年度事業計画（案）について
- ・ 議案第4号 平成20年度収支予算（案）について
- ・ 議案第5号 役員改選について

平成20年度事業計画書

市町村における農業集落排水事業の促進に寄与し、快適でくらしやすい農村の実現を目指し平成20年度において下記の事業を行う。

記

1. 農業集落排水事業に関する情報の収集・提供
2. 農業集落排水事業の促進に関する活動
3. 農業集落排水の技術強化及び先進地視察
先進地視察研修 10月上旬 汚泥利用研修会 12月上旬
4. 会員相互の連絡調整



農業用水水源地域の保全に向けた 取り組みの概要

良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全並びに京都議定書森林吸収目標達成に向けて森林整備の強力な推進が不可欠です。

このため、農業用水水源林の間伐等を進めるハード事業及び農業用水と水源林に係る理解を深める活動等のソフト対策を実施します。

農業用水水源地域保全対策事業

(ソフト事業)

1. 保全促進対策

(農村振興局事業)

- 下記の調査計画
- 事業主体：都道府県
- 補助率：定額
- 農業用水水源林保全調査
 - ・ハード事業（耕作放棄地を含む）の地域設定等に係る調査
 - ・地域設定に必要な取水施設等の調査

- 耕作放棄地に関する計画策定
 - ・耕作放棄地に関する調査、調整
 - ・耕作放棄地の利用計画の策定

- 普及促進基本計画策定
 - ・市町村、土地改良区等が取り組む普及促進活動の基本方針等を策定
 - ・普及促進対策の目標等の策定

農業用水水源地域保全整備事業

(ハード事業)

1. 農業用水関連特定森林整備事業

(林野庁事業)

- 農業用水の水源地域における水源林の間伐等
- 事業主体：都道府県、市町村、森林組合等
- 補助率：3/10等

2. 耕作放棄地対策

(農地環境整備事業、農村振興局事業)

- 山際の耕作放棄地における植林
- 事業主体：都道府県、市町村
- 補助率：5.5/10



2. 普及促進対策

(農村振興局事業)

- 農業用水と水源林に係る理解を深める活動等の実施
- 事業主体：土地改良区、都道府県土連、市町村
- 補助率：定額

(参考)

- 京都議定書森林吸収目標1,300万炭素トンを達成するには、平成19から24年度までの6年間において、毎年55万haの森林整備が必要
- 農林水産関係事業一体となって森づくりを推進

事業実施期間：平成19～24年度

農業用水水源地域保全整備事業

(ハード事業)

農業用水関連特定森林整備事業（林野庁事業）

農業用水の安定的な供給及び土砂流入の軽減を図るため、農業用水の水源地域における水源林等の間伐等を実施します。

- 植栽、下刈り、間伐等を森林環境保全整備事業（林野庁事業）のスキームで実施します。
- 都道府県が作成する基本方針に基づき、市町村が森林環境保全整備事業に準じて、農業用水水源林を対象とした事業計画を作成し、これに基づいて実施します。
- 事業主体：都道府県、市町村、森林組合等
- 補助率：3/10等



耕作放棄地対策（農地環境整備事業、農村振興局事業）

農業生産基盤と山際の耕作放棄地における林地を一体的に整備します。

- 農地転用及び地域森林計画に編入されることが確実な耕作放棄地について、利用計画を作成して植林を実施します。
- 京都議定書森林吸収源目標の達成に寄与します。
- 事業主体：都道府県、市町村
- 補助率：5.5/10

普及促進対策

- 農業用水と水源林の関わりについて、理解を深めることを都道府県が策定する基本計画に基づいて普及

普及促進活動についての協

施設案内の作成、設置



〇〇流域水土里



広報活動、シンポジウム、



農業用水の
の必要性

普及活動に必要な調査

(ソフト事業)

とや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図
促進する事業です。

協議組織の設置・体制づくり

ネット連携協議会



パンフレット、事例集等の作成



理解する体験学習会



水源林を理解する体験学習会



シンポジウム



体験学習会等の開催

ための森林整備
の啓蒙普及



農業水利施設の多面的機能
(防火用水)

査、企画調整、計画策定

事業実施の要件

ソフト事業

【保全促進対策】

農業用水水源林保全調査は、農業用水関連特定森林整備事業（特定事業）又は耕作放棄地対策の実施が見込まれること。

普及促進基本計画の策定は、同計画に即した活動の実施が見込まれること。

耕作放棄地の利用計画の策定は、耕作放棄地対策の実施が見込まれること。

【普及促進対策】

保全促進対策の普及促進基本計画が作成され、事業実施主体の所在地又は水源地域のある森林計画区内（都道府県連合会の場合は当該都道府県内のいずれかの森林計画区内）において、特定事業又は耕作放棄地対策が実施されること。

ハード事業

【農業用水関連特定森林整備事業】

次に掲げるア及びイを満たす水源地域において実施する森林の整備（別に森林環境保全整備事業の要件に適合すること）

ア 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること

イ 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること

【耕作放棄地対策】

保全管理区域内における耕作放棄地及びそれと一体的な整備が必要な農地であって、次に掲げるすべての要件を満たすもの

ア 当該耕作放棄地が水源地域内にあること

イ 当該耕作放棄地の転用が確実に行われる見込みであること

ウ 耕作放棄地対策の実施により造成される森林が、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき都道府県が策定する地域森林計画の対象となる森林の要件を満たすことが確実にであると見込まれること

問い合わせ先

農林水産省農村振興局整備部水利整備課施設管理室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（内5592）

北海道庁農政部農村振興局農業施設管理課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6

TEL：011-231-4111（内27-304）

北海道開発局農業水産部農業計画課

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2

TEL：011-709-2311（内5521）

東北農政局整備部水利整備課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL：022-263-1111（内4347）

関東農政局整備部水利整備課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL：048-600-0600（内3522）

北陸農政局整備部水利整備課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL：076-263-2161（内3551）

東海農政局整備部水利整備課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL：052-201-7271（内2648）

近畿農政局整備部水利整備課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町

TEL：075-451-9161（内2544）

中国四国農政局整備部水利整備課

〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1

TEL：086-224-4511（内2648）

九州農政局整備部水利整備課

〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2

TEL：096-353-3561（内4648）

「21世紀土地改良区創造運動」とは

主役は、土地改良区の皆さん自身です





県内の土地改良区ホームページをご紹介します。

- 安積疏水土地改良区 <http://www.asakasosui.jp/>
- 会津北部土地改良区 <http://www.akina.ne.jp/~anlid/>
- 会津宮川土地改良区 <http://www.aizumiyakawa.jp/>
- 請戸川土地改良区 <http://www.ukedogawa.jp/>
- 愛谷堰土地改良区 <http://www8.plala.or.jp/aiya/>

土地連の登録内容及び有資格者数

土地連の登録内容 (H20.4.1現在)

登録内容	登録年月日・登録番号
ISO9001:2000/JIS Q 9001:2000 マネジメントシステム登録 	H19.2.23 登録証番号 JQA-QMA13143
建設コンサルタント	H17.12.3 建17第7079号 農業土木部門
一級建築士事務所	H19.4.9 第11(904)1975号
計量証明事業登録	H7.7.3 第環34号
測量業者登録	H17.6.2 登録第(2)-26856号
浄化槽保守点検業者登録	H15.5.14 福島県知事登録第1353号
産業廃棄物処分業	H17.11.18 許可番号0720122234号
農業農村整備事業 発注者支援機関認定	H18.10.16 第0606号

各種有資格者数 (H20.4.1現在)

NO	資格名称	資格人数
測量業者部門	1 測量士	9
	2 測量士補	32
建設コンサルタント部門	3 技術士(農業部門)	2
	4 技術士補(農業部門)	10
	5 技術士補(環境部門)	1
	6 RCCM(農業土木)	10
	7 RCCM(下水道)	2
建築コンサルタント部門	8 1級建築士	1
	9 2級建築士	1
計量証明事業部門	10 環境計量士	1
	11 土地改良換地士	10
集落排水、維持管理部門	12 土地改良補償業務管理者	7
	13 上級農業集落排水計画設計士	5
	14 農業集落排水計画設計士	1
	15 浄化槽技術管理者	24
各部門関連資格	16 浄化槽管理士	26
	17 土地改良専門技術者	4
	18 1級土木施工管理技士	7
	19 2級土木施工管理技士	3
	20 1級建築施工管理技士	1
	21 1級電気工事施工管理技士	1
	22 第二種電気工事士	1
	23 1級管工事施工管理技士	1
	24 2級管工事施工管理技士	4
	25 浄化槽設備士	9
	26 公害防止管理者	2

お知らせ:「農家のみなさんへ」の放送内容は、水土里ネット福島のホームページに掲載することとしました。
ホームページアドレス <http://www.midorinet-fukushima.jp> にて、引き続きご愛読くださるようお願い致します。

農業農村整備の調査測量設計・農業集落排水事業・換地業務・確定測量・その他土地改良事業のご相談は